



# 愛媛県報

令和7年11月21日金曜日 第664号

発行 愛媛県

◇ 目次 ◇  
規則

- 愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則……………(土木管理課) … 913

告 示

- 大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要……………(経営支援課) … 914
- 指定自立支援医療機関の指定……………(障がい福祉課) … 914
- 指定自立支援医療機関の名称の変更……………( ) … 915
- 指定自立支援医療機関の所在地の変更……………( ) … 915
- 肥料登録有効期間の更新……………(農産園芸課) … 915
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(東予地方局地域福祉課) … 915
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( ) … 915
- 指定居宅サービス事業の廃止……………( ) … 915
- 建設業者の許可の取消し……………(中予地方局管理課) … 916
- 開発行為に関する工事の完了……………(中予地方局建築指導課) … 916

公 告

- 技能検定の合格者……………(労政雇用課) … 916

公安委員会規則

- 愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則……………(警察本部交通規制課) … 917

規則

○愛媛県規則第40号

愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年11月21日

愛媛県知事 中村時広

**愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則**

(愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

**第1条** 愛媛県屋外広告物条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<b>別表第3</b> (第19条、第28条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1～5 省略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 愛媛県中予地方局久万高原土木事務所内</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7～11 省略</td> </tr> </table>	1～5 省略	6 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 愛媛県中予地方局久万高原土木事務所内	7～11 省略	<b>別表第3</b> (第19条、第28条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1～5 省略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6 上浮穴郡久万高原町久万190番地1 愛媛県中予地方局久万高原土木事務所内</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7～11 省略</td> </tr> </table>	1～5 省略	6 上浮穴郡久万高原町久万190番地1 愛媛県中予地方局久万高原土木事務所内	7～11 省略
1～5 省略							
6 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 愛媛県中予地方局久万高原土木事務所内							
7～11 省略							
1～5 省略							
6 上浮穴郡久万高原町久万190番地1 愛媛県中予地方局久万高原土木事務所内							
7～11 省略							

(愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の一部改正)

**第2条** 愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則(昭和60年愛媛県規則第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<b>別表</b> (第2条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">名 称</td> <td style="width: 50%;">場 所</td> </tr> <tr> <td>愛媛県浄化槽工</td> <td>省略</td> </tr> </table>	名 称	場 所	愛媛県浄化槽工	省略	<b>別表</b> (第2条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">名 称</td> <td style="width: 50%;">場 所</td> </tr> <tr> <td>愛媛県浄化槽工</td> <td>省略</td> </tr> </table>	名 称	場 所	愛媛県浄化槽工	省略
名 称	場 所								
愛媛県浄化槽工	省略								
名 称	場 所								
愛媛県浄化槽工	省略								

事業者登録簿閲覧所	上浮穴郡久万高原町久万571番地1 中予地方局久万高原土木事務所内 省略
-----------	--

事業者登録簿閲覧所	上浮穴郡久万高原町久万190番地1 中予地方局久万高原土木事務所内 省略
-----------	--

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

**第3条** 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成14年愛媛県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>別表</b> (第4条関係) 1～4 省略 5 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 愛媛県中予地方局久万高原土木事務所内 6～10 省略	<b>別表</b> (第4条関係) 1～4 省略 5 上浮穴郡久万高原町久万190番地1 愛媛県中予地方局久万高原土木事務所内 6～10 省略

#### 附 則

この規則は、令和7年11月25日から施行する。

#### 告 示

##### ○愛媛県告示第1007号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

令和7年11月21日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
クスリのアオキ神押店	西条市神押字川田甲246番1外	生活環境保持の見地からの意見はなし。	営業時間が午前9時～午前0時となっているが、既存店舗は午前9時～午後10時であり、その理由が不明。近隣のドラッグストアの営業時間は午前9時～午後9時であり、近隣住民に迷惑がかかる。また、車の出入りについて、駐車可能台数を超える来客が見込まれ、道路の渋滞（開店セール中）が予想されるが、右折入店の対策がとられておらず、出入りに支障が生じる恐れがある。

##### ○愛媛県告示第1008号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和7年11月21日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
白雲薬局	宇和島市広小路1番34号	株式会社ストレチア	東京都中央区八重洲二丁目2番1号	代表取締役 山根 弘	薬局（育成医療・更生医療）	令和7年10月1日
青空薬局	宇和島市柿原甲1352番4号	株式会社ストレチア	東京都中央区八重洲二丁目2番1号	代表取締役 山根 弘	薬局（育成医療・更生医療）	令和7年10月1日

## ○愛媛県告示第1009号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和7年11月21日

愛媛県知事 中村時広

名 称		担当する医療の種類	変 更 年月日
変 更 前	変 更 後		
ハート調剤薬局	ユニスマイル薬局 西条店	薬局（育成医療・更生医療）	令和7年10月1日
庄内調剤薬局	ユニスマイル薬局 にいはま庄内店	薬局（育成医療・更生医療）	令和7年10月1日
本郷調剤薬局	ユニスマイル薬局 にいはま本郷店	薬局（育成医療・更生医療）	令和7年10月1日
王子調剤薬局	ユニスマイル薬局 にいはま王子店	薬局（育成医療・更生医療）	令和7年10月1日

令和7年11月21日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地		担当する医療の種類	変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後		
訪問看護ステーション陽だまり	西条市小松町新屋敷甲3096番地40ジョイおれんじ1B	西条市小松町新屋敷甲3096番地29	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	令和7年9月1日

## ○愛媛県告示第1011号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和7年11月21日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和13年12月26日	愛媛県第1282号	炭酸カルシウム肥料	くみあい苦土炭酸石灰2号	アルカリ分53.0 可溶性苦土15.0	その他制限事項は、公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地

## ○愛媛県告示第1010号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

## ○愛媛県告示第1012号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和7年11月21日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社ここモア	ここモア訪問看護ステーション	愛媛県新居浜市高田二丁目5-63	令和7年9月1日	訪問看護
合同会社結さぼ	ヘルバーステーション結さぼ	愛媛県西条市丹原町池田103-1	令和7年9月22日	訪問介護

## ○愛媛県告示第1013号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和7年11月21日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社ここモア	ここモア訪問看護ステーション	愛媛県新居浜市高田二丁目5-63	令和7年9月1日	介護予防訪問看護

## ○愛媛県告示第1014号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年11月21日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

指定居宅サービス事業者の名 称又は氏名	指定居宅サービス事業所			廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
社会福祉法人なごみの会	ヘルパーステーションなごみ	愛媛県今治市別名251番地特別養護老人ホーム今治なごみ苑1階		令和7年9月30日	訪問介護
うま農業協同組合	J A うまデイサービスセンターあつたか荘三島	愛媛県四国中央市中之庄町1684番地4		令和7年9月30日	通所介護

## ○愛媛県告示第1015号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和7年11月21日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-2)第1852号	令和2年9月25日	山田建工(株)	山田 健二	伊予市下吾川949-1	令和7年10月1日	建築工事業	建設業の廃止
(般-4)第1401号	令和4年9月14日	三和ダイヤ工業(株)	佐々木 隆	松山市平和通5-6-5	令和7年10月3日	水道施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-3)第15994号	令和3年8月11日	久米緑化(有)	黒田 次郎	松山市久米窪田町791	令和7年10月16日	土木工事業 とび・土工工事業 さく井工事業	建設業の廃止
(般-2)第11016号	令和2年10月25日	(有)愛信電設工業	阿部陽一郎	松山市東垣生町240-1	令和7年10月17日	管工事業 消防施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-2)第18184号	令和2年12月25日	岩井工業(株)	岩井 峰春	松山市北吉田町1242-2	令和7年10月21日	管工事業	建設業の廃止(一部)
(般-4)第1199号	令和4年8月10日	(有)天野電話設備商会	天野 正彦	松山市来住町1395-1	令和7年10月23日	電気工事業	建設業の廃止(一部)
(般-2)第15868号	令和2年12月16日	(株)山昭産業	山本 昭三	松山市畠寺3-14-27	令和7年10月29日	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)

## ○愛媛県告示第1016号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年11月21日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区内に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
7中局建(開)第26号 令和7年11月11日	伊予市上野字郷出1942番3	伊予市上野1560番地 秋山光星 秋山七海

## 公 告

## ○公 告

## 技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき令和7年11月2日に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和7年11月21日

愛媛県知事 中村時広

とび（とび作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 4	A甲 14	A甲 18	A甲 20	A甲 21	A甲 24
C 1	C 3				

## 公安委員会規則

## ○愛媛県公安委員会規則第5号

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年11月21日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯鈴乃

## 愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則

(愛媛県道路交通規則の一部改正)

## 第1条 愛媛県道路交通規則(昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公安委員会にする申請等)</p> <p><b>第1条</b> 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)及びこの規則の規定により愛媛県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に申請、届出その他の手続をしようとする者は、次に掲げるもの及び別に定めがあるものを除き、その者の住所地を管轄する警察署又は新居浜市のうち別子山に住所地を有する者は新居浜警察署、今治市のうち宮窪町四阪島に住所地を有する者は伯方警察署、新居浜市のうち県道壬生川新居浜野田線以北で岩鍋川左岸以西の地区に住所地を有する者は新居浜警察署若しくは西条市河原津のうち東予集団施設地区に住所地を有する者は西条西警察署(以下「その者の住所地等を管轄する警察署」という。)(法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請、同項に規定する免許証の再交付の申請に伴う法第95条の2第1項に規定する特定免許情報の記録の申請、同条第4項に規定する免許証の返納の届出、同項に規定する免許情報記録個人番号カード(別記様式第21号の2、別記様式第22号の3及び別記様式第22号の4において「マイナ免許証」という。)のみを有する者が、当該免許情報記録個人番号カードを亡失、滅失、汚損、破損等(以下「亡失等」という。)した場合における法第107条の規定による法第95条の2第11項に規定する免許証の交付の申請及び同条第1項に規定する特定免許情報の記録の申請(同条第11項に規定する免許証の交付申請を同時に行う場合を含む。)並びに法第92条第2項に規定する免許証及び法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード(以下「免許証等」という。)を有する者が、当該免許情報記録個人番号カードを亡失等した場合における同条第1項に規定する特定免許情報の記録の申請(同条第4項に規定する免許証の返納の届出を同時に行う場合を含む。)、施行規則第21条の8に規定する免許情報記録の抹消の届出(以下「再交付等の申請」という。)については、その者の住所地等を管轄する警察署(松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署(以下「松山東警察署等」という。)を除く。)、新居浜警察署、今治警察署、八幡浜警察署又は宇和島警察署)を経由することができる。ただし、法第89条第1項に規定する免許の申請(法第97条の2第1項又は第4項の規定により法第97条第1項第2号及び第3号に規定する運転免許試験が免除されるものに限る。)及び質問票の提出、法第91条の2に規定する免許の条件の付与等の申請、法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請、法第95条の2第1項に規定する特</p>	<p>(公安委員会にする申請等)</p> <p><b>第1条</b> 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)及びこの規則の規定により愛媛県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に申請、届出その他の手続をしようとする者は、次に掲げるもの及び別に定めがあるものを除き、その者の住所地を管轄する警察署又は新居浜市のうち別子山に住所地を有する者は新居浜警察署、今治市のうち宮窪町四阪島に住所地を有する者は伯方警察署、新居浜市のうち県道壬生川新居浜野田線以北で岩鍋川左岸以西の地区に住所地を有する者は新居浜警察署若しくは西条市河原津のうち東予集団施設地区に住所地を有する者は西条西警察署(以下「その者の住所地等を管轄する警察署」という。)(法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請、同項に規定する免許証の再交付の申請に伴う法第95条の2第1項に規定する特定免許情報の記録の申請、同条第4項に規定する免許証の返納の届出、同項に規定する免許情報記録個人番号カード(_____別記様式第22号の3及び別記様式第22号の4において「マイナ免許証」という。)のみを有する者が、当該免許情報記録個人番号カードを亡失、滅失、汚損、破損等(以下「亡失等」という。)した場合における法第107条の規定による法第95条の2第11項に規定する免許証の交付の申請及び同条第1項に規定する特定免許情報の記録の申請(同条第11項に規定する免許証の交付申請を同時に行う場合を含む。)並びに法第92条第2項に規定する免許証及び法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード(以下「免許証等」という。)を有する者が、当該免許情報記録個人番号カードを亡失等した場合における同条第1項に規定する特定免許情報の記録の申請(同条第4項に規定する免許証の返納の届出を同時に行う場合を含む。)、施行規則第21条の8に規定する免許情報記録の抹消の届出(以下「再交付等の申請」という。)については、その者の住所地等を管轄する警察署(松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署(以下「松山東警察署等」という。)を除く。)、新居浜警察署、今治警察署、八幡浜警察署又は宇和島警察署)を経由することができる。ただし、法第89条第1項に規定する免許の申請(法第97条の2第1項又は第4項の規定により法第97条第1項第2号及び第3号に規定する運転免許試験が免除されるものに限る。)及び質問票の提出、法第91条の2に規定する免許の条件の付与等の申請、法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請、法第95条の2第1項に規定する特</p>

定免許情報の記録の申請、同条第4項に規定する免許証の返納の届出、同条第11項に規定する免許証の交付の申請、法第101条第1項に規定する免許証等の更新申請書及び質問票の提出、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証等の更新の申請及び質問票の提出、法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請、法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書の交付申請、同条第3項に規定する運転経歴情報の記録の申請、法第106条の3第1項に規定する免許証の返納、法第106条の4第1項に規定する免許情報記録の抹消、施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請、施行規則第21条の8に規定する免許情報記録の抹消の届出、施行規則第29条の2の4及び第37条の2に規定する報告書の提出、施行規則第30条の10第1項に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出、施行規則第30条の11第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請並びに施行規則第30条の12に規定する運転経歴証明書の返納、施行規則第30条の15第1項に規定する運転経歴情報記録個人番号カード（別記様式第22号の4において「マイナ経歴証明書」という。）のみを有する者に係る住所等の変更の届出、施行規則第30条の16第1項又は第2項に規定する運転経歴情報の抹消の届出にあっては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。

(1)～(28) 省略

2～4 省略

## 第6条 削除

（警察署長の駐車許可）

## 第8条 省略

2～5 省略

6 前項の規定により駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成する場合であって当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

7 第5項の規定により駐車許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を駐車させている間、当該駐車許可証（前項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）を車両の前面ガラスに掲出しておかなければならぬ。

8 省略

9 省略

定免許情報の記録の申請、同条第4項に規定する免許証の返納の届出、同条第11項に規定する免許証の交付の申請、法第101条第1項に規定する免許証等の更新申請書及び質問票の提出、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証等の更新の申請及び質問票の提出、法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請、法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書の交付申請、同条第3項に規定する運転経歴情報の記録の申請、法第106条の3第1項に規定する免許証の返納、法第106条の4第1項に規定する免許情報記録の抹消、施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請、施行規則第21条の8に規定する免許情報記録の抹消の届出、施行規則第29条の2の4及び第37条の2に規定する報告書の提出、施行規則第30条の10第1項に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出、施行規則第30条の11第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請並びに施行規則第30条の12に規定する運転経歴証明書の返納、施行規則第30条の15第1項に規定する運転経歴情報記録個人番号カード（別記様式第22号の4において「マイナ経歴証明書」という。）のみを有する者に係る住所等の変更の届出、施行規則第30条の16第1項又は第2項に規定する運転経歴情報の抹消の届出にあっては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。

(1)～(28) 省略

2～4 省略

（警察署長の通行許可）

第6条 警察署長は、法第8条第2項の規定に基づく許可をしたときは、同条第3項の規定による通行禁止道路通行許可証のほか別記様式第5号の標章を交付するものとする。ただし、許可の期間が短期間のもの及び許可を受けた車両が二輪車であるときは、当該標章の交付を省略することができる。

2 前項の規定により標章の交付を受けた車両の運転者は、当該標章に指定された区間をその車両を運転して通行するときは、当該標章を車両の外部から容易に確認できる箇所に掲出しておかなければならぬ。

（警察署長の駐車許可）

## 第8条 省略

2～5 省略

6 前項の規定により駐車許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を駐車させている間、当該駐車許可証\_\_\_\_\_を車両の前面ガラスに掲出しておかなければならぬ。

7 省略

8 省略

10 駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄（第6項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）しなければならない。

(1)～(4) 省略

9 駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ しなければならない。

(1)～(4) 省略

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号 削除

別記様式第12号及び別記様式第12号の2を次のように改める。

別記様式第12号（第13条関係）

※ 整理番号		安全運転管理者に関する届出書														
年 月 日																
愛媛県公安委員会 殿																
① 届出者の氏名又は法人の 安全運転管理者を選任、解任 } 届出記載事項(①・③・⑤・⑨)を変更 } したので お届けします。 名称及び代表者の氏名 〒 住所 (電話)																
② 選任年月日		年 月 日				⑨ 使 用 の 本 拠		(ふりがな)								
③ 安全運転管理者 氏名		(ふりがな)						名称								
④ 資格 要件		生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)					位置								
		運転の管理経験	1 公安委員会 2 年以上		3 公安委員会の認定			業種別								
⑤ 職務上の地位		1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他 ( )				1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ( )										
⑥ 安全運転管理者 が運転免許を持 っている場合		免許の種類					⑩ 自 動 車 台 数				乗用貨物大型小型普通計					
		免許年月日		・	・	・	大	中	準	普	大	中	準	普	大型 型 中 型 輕 型 通 型	
		免許証等番号												特	殊	二輪
⑦ 安全運転管理者 の勤務の態様		勤務		日勤 隔日 その他 ( )				⑪ 運 転 者 数				免許種別				
		副安全運転 管理者的有無		あり (名) なし				大	中	準	普	大	大	普	小	
⑧ ( 安 全 運 転 管 理 に 關 す る 經 歴 )		勤務期間	勤務所名	職務上の地位		業務内容		⑫ 前 管 理 者 運 転				解任年月日				
自	・	・					自	・	・	・	・	・	・	・		
至	・	・					至	・	・	・	・	・	・	・		
自	・	・					自	・	・	・	・	・	・	・		
至	・	・					至	・	・	・	・	・	・	・		
自	・	・					自	・	・	・	・	・	・	・		
至	・	・					至	・	・	・	・	・	・	・		
備考												解任事由				
												1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 減車 6 その他 ( )				

注1 「①届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名」の届出者は、届出の義務がある者（自動車の使用者）について記入すること。

- 2 「⑩自動車台数」欄の二輪については、二輪車（原付を除く。）の台数に0.5を乗じて得た数を記入すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第12号の2 (第13条関係)

※ 整理番号  
(安管 - )

## 副安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

副安全運転管理者を選任、解任  
届出記載事項(①・③・⑤・⑨)を変更} したので  
お届けします。

① 届出者の氏名又は法人の

名称及び代表者の氏名

〒

住所

(電話 )

② 選任年月日	年 月 日			⑨ 使 用 の 本 拠	(ふりがな)	
③ 副安全運転管理 者氏名	(ふりがな)				名 称	
④ 資 格	生年月日 (年齢)	年 月 日 ( 歳 )			位 置	
要 件	1 運転の管理 経験 1 年以 上	2 運転の経験 期間 3 年以 上	3 公安委員 会の認定		安全運転管 理者氏名	
⑤ 職務上の地位	1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他 ( )			業種別	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産 業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ( )	
⑥ 副安全運転管理 者が運転免許を 持っている場合	免許の種類			⑩ 使 用 の 本 拠 に お け る 自 動 車 台 数	乗 用 貨 物 大 小 大 普 大 中 準 普 大 中 準 普 大 型 特 段 二 輪 中 中 通 軽 型 型 通 軽 特 段 二 輪	計
	免許年月日	..	..			
	免許証等番号					
⑦ 副安全運転管理 者の勤務の態様	勤 務	日勤 隔日 その他 ( )			⑪ 運 転 者 数	免 大 中 準 普 大 大 普 小 許 型 型 中 通 特 自 自 計 種 别 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 種 别 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二
(一) 副の 運 安 略 全 歷 理 運 轉 管 理 者 經 歷 )	勤務期間	勤務所名	職務上の 地位	業務内容		
自 .. .						
至 .. .						
自 .. .						
至 .. .						
自 .. .						
至 .. .						
自 .. .						
至 .. .						
備 考					⑫ 前 副 理 安 全 運 轉 事	解 年 月 日 年 月 日 氏 名 解 任 由 1 死亡 2 退職 3 転任 事 由 4 解任命令 5 減車 6 その他 ( )

注1 「①届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名」の届出者は、届出の義務がある者（自動車の使用者）について記入すること。

2 「⑩自動車台数」欄の二輪については、二輪車（原付を除く。）の台数に0.5を乗じて得た数を記入すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第21号の2を次のように改める。

別記様式第21号の2（第23条の2関係）

## 運転適性検査申出書

年　月　日

愛媛県公安委員会 殿

フリガナ 氏名・性別	(男・女)
生年月日	年　月　日
住所	
運転免許証の 免許証番号	
マイナ免許証の 免許情報記録番号	
申出の理由	
備考	

- 注1 「運転免許証の免許証番号」欄は、運転免許証を保有している場合に記入すること。
- 2 「マイナ免許証の免許情報記録番号」欄は、マイナ免許証を保有している場合に記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第22号の6を次のように改める。

別記様式第22号の6（第24条の10関係）

## 指定自動車教習所職員講習申出書

年　月　日

愛媛県公安委員会 殿

受講予定者 I D	
氏名	
生年月日	年　月　日
住所	
備考	
手数料	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第28号から別記様式第29号までを次のように改める。

別記様式第28号（第27条関係）

受講番号

## 初心運転者講習申出書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
住所	
備考	
※講習日	
※講習場所	

注 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第28号の2（第27条の2関係）

## 違反者講習期日延期申出書

年　月　日

愛媛県公安委員会 殿

住 所

申出者 氏名

生年月日

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条の4の2の第3項の規定に基づき、違反者講習を受けないことについてやむを得ない理由を証明する書類を提出し、次により特定日後に講習を受けたく申し出ます。

期日までに違反者講習  
を受けないことについて  
てのやむを得ない理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第29号（第28条関係）

## 指定講習機関指定申請書

年　月　日

愛媛県公安委員会 殿

住 所

申請者

フリ　ガナ  
氏 名

指定を受けようとする者の氏名及び住所 (法人の場合、法人の名称・代表者の氏名及び法人の主たる事務所の所在地)	
特定講習の業務を行う事務所の名称及び 所 在 地	
特 定 講 習 の 種 別	
特定講習を開始しようとする年月日	年　月　日
備 考	

(特定任意高齢者講習の実施に関する規則の一部改正)

**第2条** 特定任意高齢者講習の実施に関する規則（平成14年愛媛県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第9条関係）

## 特定任意高齢者講習終了証明書交付申出書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

フリガナ 氏名及び 生年月日	
住 所	
受講年月日	
受講場所	
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(取消処分者講習の実施に関する規則の一部改正)

**第3条** 取消処分者講習の実施に関する規則（平成15年愛媛県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条、第4条関係）

## 取消処分者講習予約申込書

年　月　日

愛媛県公安委員会 殿

フリガナ 氏名	
生年月日	
本籍（国籍）	
住所	
電話番号	
希望する講習の区分	
仮免許証の有無	
仮運転免許証を発行している公安委員会名	
仮運転免許証の番号	
※	
備考	

- 注1 ※印の欄は、警察職員が記入すること。
- 2 審査の結果等により受講できない場合があります。
  - 3 受講希望月日及び希望講習場所は、変更されることもあります。
  - 4 受講する日時・場所等は、後日通知します。
  - 5 仮運転免許証を発行している公安委員会名欄の記入は、任意項目とする。
  - 6 仮運転免許証の番号欄の記入は、任意項目とする。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第6条関係）

(その1) 公安委員会提出用

## 取消処分者講習申出書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

フリガナ 氏名		
生年月日		
本籍（国籍）		
住所		
電話番号		
希望する 講習の区分		
仮免許証の有無		
仮運転免許証を 発行している 公安委員会名		
仮運転免許証 の番号		
※ 備考		
	手	数
		料

注1 仮運転免許証を発行している公安委員会名欄の記入は、任意項目とする。

- 2 仮運転免許証の番号欄の記入は、任意項目とする。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 手数料欄には、証紙をはり付けること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(その2) 指定講習機関提出用

## 取消処分者講習申出書

年 月 日

殿

フリガナ 氏名	
生年月日	
本籍（国籍）	
住所	
電話番号	
希望する 講習の区分	
仮免許証の有無	
仮運転免許証を発行している 公安委員会名	
仮運転免許証 の番号	
※ 備考	

注1 仮運転免許証を発行している公安委員会名欄の記入は、任意項目とする。

2 仮運転免許証の番号欄の記入は、任意項目とする。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正)

**第4条** 愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<b>様式第9号</b> (第7条関係) (表)	<b>様式第9号</b> (第7条関係) (表)																				
<p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td>申 込 者</td> <td>省略 (ふりがな) 氏 名</td> <td>性 別</td> <td>男 ・ 女</td> <td>写 真</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>省略</p>	申 込 者	省略 (ふりがな) 氏 名	性 別	男 ・ 女	写 真		省略				<p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td>申 込 者</td> <td>省略 (ふりがな) 氏 名</td> <td></td> <td></td> <td>写 真</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>省略</p>	申 込 者	省略 (ふりがな) 氏 名			写 真		省略			
申 込 者	省略 (ふりがな) 氏 名	性 別	男 ・ 女	写 真																	
	省略																				
申 込 者	省略 (ふりがな) 氏 名			写 真																	
	省略																				
注1 省略 <u>2</u> 「性別」欄の記入は、任意項目とする。 <u>3</u> 省略 <u>4</u> 省略 (裏)	注1 省略 <u>2</u> 省略 <u>3</u> 省略 (裏)																				
省略	省略																				
<b>様式第10号</b> (第8条関係)	<b>様式第10号</b> (第8条関係)																				
<p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td>申 請 者</td> <td>省略 (ふりがな) 氏 名</td> <td>性 別</td> <td>男 ・ 女</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>省略</p>	申 請 者	省略 (ふりがな) 氏 名	性 別	男 ・ 女		省略			<p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td>申 請 者</td> <td>省略 (ふりがな) 氏 名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>省略</p>	申 請 者	省略 (ふりがな) 氏 名				省略						
申 請 者	省略 (ふりがな) 氏 名	性 別	男 ・ 女																		
	省略																				
申 請 者	省略 (ふりがな) 氏 名																				
	省略																				
注1 省略 <u>2</u> 「性別」欄の記入は、任意項目とする。 <u>3</u> 省略 <u>4</u> 省略 <u>5</u> 省略	注1 省略 <u>2</u> 省略 <u>3</u> 省略 <u>4</u> 省略																				
<b>様式第11号</b> (第9条、第10条、第11条関係)	<b>様式第11号</b> (第9条、第10条、第11条関係)																				
<p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td>申 請 者</td> <td>省略 (ふりがな) 氏 名</td> <td>性 別</td> <td>男 ・ 女</td> <td>写 真</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>省略</p>	申 請 者	省略 (ふりがな) 氏 名	性 別	男 ・ 女	写 真		省略				<p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td>申 請 者</td> <td>省略 (ふりがな) 氏 名</td> <td></td> <td></td> <td>写 真</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>省略</p>	申 請 者	省略 (ふりがな) 氏 名			写 真		省略			
申 請 者	省略 (ふりがな) 氏 名	性 別	男 ・ 女	写 真																	
	省略																				
申 請 者	省略 (ふりがな) 氏 名			写 真																	
	省略																				
注1 省略 <u>2</u> 「性別」欄の記入は、任意項目とする。 <u>3</u> 省略 <u>4</u> 省略 <u>5</u> 省略	注1 省略 <u>2</u> 省略 <u>3</u> 省略 <u>4</u> 省略																				
<b>様式第13号</b> (第12条関係)	<b>様式第13号</b> (第12条関係)																				
省略	省略																				

申 請 者	省略 (ふりがな) 氏 名	性 別 男・女			写 真
	省略				

省略

- 注1 省略  
2 「性別」欄の記入は、任意項目とする。  
3 省略  
4 省略

## 様式第16号（第14条関係）

省略					
申 請 者	省略 (ふりがな) 氏 名	性 別 男・女			写 真
	省略				

- 注1 省略  
2 「性別」欄の記入は、任意項目とする。  
3 省略  
4 省略  
5 省略  
6 省略

## 様式第17号（第15条関係）

省略					
申 請 者	省略 (ふりがな) 氏 名	性 別 男・女			写 真
	省略				

- 注1 省略  
2 「性別」欄の記入は、任意項目とする。  
3 省略  
4 省略  
5 省略  
6 省略

(認知機能検査等の実施に関する規則の一部改正)

第5条 認知機能検査等の実施に関する規則（平成21年愛媛県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

申 請 者	省略 (ふりがな) 氏 名	性 別 男・女			写 真
	省略				

省略

- 注1 省略  
2 省略  
3 省略

## 様式第16号（第14条関係）

省略					
申 請 者	省略 (ふりがな) 氏 名	性 別 男・女			写 真
	省略				

- 注1 省略  
2 省略  
3 省略  
4 省略  
5 省略

## 様式第17号（第15条関係）

省略					
申 請 者	省略 (ふりがな) 氏 名	性 別 男・女			写 真
	省略				

- 注1 省略  
2 省略  
3 省略  
4 省略  
5 省略

様式第1号（第6条関係）

## 認知機能検査等結果通知書交付申出書

年　月　日

愛媛県公安委員会 殿

フリガナ 氏名及び 生年月日	
住 所	
運転免許証の 免許証番号	
マイナ免許証の 免許情報記録番号	
備 考	

- 注1 運転免許証の免許証番号欄は、運転免許証を保有している場合に記入すること。  
 2 マイナ免許証の免許情報記録番号欄は、免許情報記録個人番号カードを保有している場合に記入すること。

(運転技能検査等の実施に関する規則の一部改正)

**第6条** 運転技能検査等の実施に関する規則（令和4年愛媛県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

## 運転技能検査等受検結果証明書交付申出書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

フリガナ 氏名及び 生年月日	
住所	
受検年月日	
受検場所	
備考	

**附 則**

- 1 この規則は、令和7年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。